

令和2年度多賀城市新庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市庁舎の建設・改修に伴うサーバ室の移転に併せ、ネットワーク機器類の新設・移設を含めた再構築を予定している。本業務では、現行のネットワークに関する調査及び課題の抽出を実施し、新庁舎内のネットワーク（LGWAN、インターネット、個人番号系、出先機関等接続等）に関し、要件定義、基本設計、概算費用の算出等を行い、新庁舎等のネットワーク構築を円滑かつ確実にを行うために必要な支援を目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 令和2年度多賀城市新庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務委託
- (2) 委託場所 多賀城市役所庁舎内及び受託者事業所内
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで  
(市議会の承認後、令和3年9月30日まで延長予定)
- (4) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 契約限度額 20,900,000円(税込)

3 プロポーザルの実施方法

新庁舎の建設に併せ、サーバ室の移転、ネットワークの再構築を行うにあたり、必要な調査や課題の分析に基づいた設計等を行うことが必要である。

提案力、技術力、遂行力、実績、費用等を総合的に評価し、最もメリットのある事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による選定とし、参加資格があると認められた者から提出を受けた提案書の内容について、本市関係者で構成する多賀城市庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）で審査し、優先交渉権者を決定する。

4 参加の条件

プロポーザルに参加する者は、本公告日から優先交渉権者が決定されるまでの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和2年度における多賀城市の競争入札参加資格の承認を得ていること。
- (2) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号。以下「排除措置要綱」という。）別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

5 業務の再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、

本市との協議の上、承認を得た場合はこの限りではない。

本提案において、再委託を予定している場合は、再委託先（名称・所在・代表者名）、再委託する業務範囲、再委託業務の履行状況の管理方法、体制等について提案書に記載すること。

## 6 実施スケジュール

内 容	期 日
公告	令和3年2月10日
参加申請書兼誓約書等提出	令和3年2月18日
審査委員会（書類審査（申請者が3者を超える場合のみ））	令和3年2月19日
質問受付	令和3年2月25日
質問回答	令和3年3月 2日
企画提案書提出	令和3年3月 5日
審査委員会（プレゼンテーション等）	令和3年3月10日（予定）
優先交渉権者決定通知	令和3年3月17日（予定）
見積もり合わせ、契約締結予定	令和3年3月下旬

## 7 参加申請書兼誓約書等の提出について

### (1) 提出期間

令和3年2月11日から令和3年2月18日まで

### (2) 提出方法

電子メールによる提出とする。電子メールには開封確認を付し（期間内の本市到着分まで）送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。なお、3者を超える事業者より参加申請書の提出があった場合に実施される書類審査の結果は、令和3年2月22日までに参加者全員に電子メールで通知する。

### (3) 提出先

総務部管財課施設経営係（内線）465  
[eizen@city.tagajo.miyagi.jp](mailto:eizen@city.tagajo.miyagi.jp)

### (4) 提出書類

- ア 参加申請書兼誓約書（様式1）
- イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）
- ウ 導入実績書（様式5）
- エ 業務実施体制（様式6）
- オ 会社概要（パンフレットでも可。）

## 8 質問及び回答について

### (1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールにより質問書（様式3）にて下記まで提出し、送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

電話や窓口、郵送、FAXによる質問・問い合わせには応じない。

### (2) 質問受付期間

令和3年2月22日から令和3年2月25日正午まで（必着）とし、期日後に提出されたものは受付しない。

(3) 提出先

総務部管財課施設経営係 ([eizen@city.tagajo.miyagi.jp](mailto:eizen@city.tagajo.miyagi.jp))

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年3月2日までに電子メールにより回答する。

9 企画提案の方法

(1) 提出期間

令和3年3月1日から令和3年3月5日まで

※各日午前9時から午後5時まで(ただし土、日、祝日を除く。)

※提出期間内に提出がない場合は、失格とする。

(2) 提出方法

総務部管財課施設経営係窓口まで持参し提出する。

(3) 提出書類

ア 参加申請書兼誓約書(様式1) 紙媒体 1部提出(代表者印を押印のこと)

イ 暴力団排除に係る誓約書(様式2) 紙媒体 1部提出(代表者印を押印のこと)

ウ 企画提案書 紙媒体 10部提出(1部は代表者印を押印のこと)

エ 見積書 紙媒体1部提出(代表者印を押印のこと)

オ 納税証明書または未納がない証明書

※多賀城市入札参加資格が本社登録の場合は、直近1年分(申請日時点において取得できる直前1年間分)の本社の所在地の国税、都道府県および市区町村税の全ての税目に係る未納のない証明書又は納税証明書。

※多賀城市入札参加資格が本社から委任登録の場合は、直近1年分(申請日時点において取得できる直前1年間分)の本社登録の場合の証明書を加えて、受任事務所に係る都道府県税および市区町村税の全ての税目に係る税目に未納のない証明書又は納税証明書。

※多賀城市税を納税している場合は、直近1年分(申請日時点において取得できる直前1年間分)の多賀城市税の納税証明書。

(4) プレゼンテーションの日時

提案書類提出後、事務局(総務部管財課施設経営係)より連絡する。

提案者が3者を超える場合には、予め審査委員会にて書類審査を実施し、評価の高い3者を選定の上、企画提案書を受付ける。

なお、これらの評点は当日プレゼンテーション審査時にも反映するものとする。

(5) 企画提案書の作成について

ア 次の項目について、記載すること。

なお、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現とすること。

① 工程計画表(任意様式で可。)

② 業務実施方針(様式7)

③ 構築イメージ図(様式8:用紙サイズは、A4サイズ又はA3サイズZ折りとする。)

④ 本市に求める条件等(様式9)

⑤ その他追加提案(予算額の範囲内のものに限る。)(様式10)

イ 提案書は、A4縦、左綴りで両面印刷し、添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。

ウ 提案書は、添付書類を含めページ番号を付し、簡易製本とすること。

エ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 見積書は任意様式により作成し、封入封緘、封印の上、1部提出すること。

(6) 提出上の留意事項

ア 提出書類に関する変更、差し替え、再提出は認めない。

イ 提出された提案書類等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時

令和3年3月10日（予定）

※開始時間、会場は参加事業者あてに後日電子メールにより通知する。

(2) 内容

1事業者30分（20分：プレゼンテーション 10分：質疑応答）

※提案書の内容に基づくプレゼンテーションとすること

(3) 出席者

各事業者3人以内とし、うち1人は受託した場合の窓口を担当する者とする。

(4) その他

プレゼンテーションで必要となるパソコン、モニタ等の機器類は本市で用意する。

（提案者の持ち込みも可）

※パソコンには、MicrosoftOfficePowerPoint2016 をインストール

新型コロナウイルスの状況により、プレゼンテーションは Web 会議方式（Zoom 等）で実施する場合もある。

11 企画提案書等の評価及び選定

審査委員会により企画提案書の審査を行い、下記の手続きにより優先交渉権者を選定する。

優秀者の選定審査は、市の情報セキュリティ業務等に携わる職員5名の審査委員で構成する審査委員会において行う。

(1) 参加資格確認

審査委員会において提出書類等を審査し、書類に不備がないか確認する。評価の高い3者を選定の上、企画提案書を受付け、プレゼンテーションの参加を要請します。

(2) 企画提案内容審査

企画提案書、プレゼンテーションの内容を評価し、点数を集計した結果、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、次点となった者を次点者とする。

(3) 審査の基準

審査は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	導入実績 (様式5)	・本市で計画している同等の庁舎規模かそれ以上の地方公共団体同種業務（延床面積6,000㎡以上の官公庁施設）。 ・類似業務延床面積3,000㎡以上6,000㎡未満の官公庁施設、又は延べ床面積6,000㎡以上の今回の業務に活かされると考えられる事務所等で	5点

		同様の業務実績がある。	
2	実施体制 (様式6)	・本業務を実施できる人員の配置、体制である。 ・本業務を実施できるスキル・経験を持つ要員で構成されている。	10点
3	スケジュール (任意様式)	・円滑かつ確実に実施できるスケジュールである。 ・スケジュール遅延に対する対策が執られている。 (工期は契約締結後から令和3年9月末日とする)	10点
4	調査業務 (様式7、8)	・漏れなく調査できる提案となっている。 ・調査対象、調査方法、調査事項について具体的に示されている。 ・調査結果を整理し、分析できる提案になっている。 ・現状の課題を抽出できる提案になっている。	30点
5	設計業務 (様式7、8)	・新庁舎等のネットワークを定義するために必要な項目が具体的に示されている。 ・複数の案を多角的に評価し、コストやスケジュールなどを考慮した設計が行えるような提案となっている。	30点
6	追加提案 (様式10)	・本業務の遂行に必要、または効果的と思われるアイデアや提案であるか ・提案内容は実現性があるか	15点
7	経費見積金額 (任意様式)	・見積金額は適切か	10点
合計			110点

#### (4) 結果通知

審査結果については、令和3年3月17日(予定)に参加者全員に書面で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

#### (5) その他

本プロポーザルへの参加手続き後、参加を辞退する場合には、辞退届(様式4)を提出すること。

## 12 契約等

### (1) 選定後の手続き

ア 提案書の内容について、市と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、再度見積書(提案書提出時の見積書とは別に)を徴取し契約書を取り交わすものとする。

イ 上記により優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

### (2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「4 参加の条件」の要件を満たさなくなった場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- オ 予算額を上回った見積書を提出した場合
- カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- キ その他、本要領の内容に違反する場合

(3) その他

- ア 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- イ 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ウ 本業務の設計を踏まえネットワーク構築事業者を選定することを予定しているが、同事業者の選定方法については、別途公表する。  
なお、事業者の選定にあたり、本調達における設計事業者は排除しない。

(様式1) 参加申請書兼誓約書

年 月 日

多賀城市長 殿

住所

会社名

代表者名 印

担当者職・氏名

電話番号

メールアドレス

参加申請書兼誓約書

次の件について、プロポーザルの参加を申請します。

なお、実施要領に定める参加資格要件を満たしていること及びこの申請書の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

件 名 令和2年度多賀城市新庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務公募型プロポーザル

(様式2) 暴力団排除に係る誓約書

暴力団排除に係る誓約書

申請者、申請者の役員又は申込者の法定代理人は、「多賀城市新庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務委託」公募型プロポーザルの申込みに当たり、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合は、役員名簿等の必要書類を提供するとともに、対象となった者の個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
  - (1) 暴力的な要求
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
  - (4) 偽計又は威力を用いての市職員等の業務の妨害
  - (5) (1)から(4)までに掲げる行為に準ずる行為

令和 年 月 日

多賀城市長 殿

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印



(様式3) 質問書

質問書		
住所		
会社名		
代表者名		
担当者職・氏名		
電話番号		
メールアドレス		
業務名	令和2年度多賀城市新庁舎等 ネットワーク構築設計等支援業務委託公募型プロポーザル	
番号	質問内容	回答事項
1		
2		
3		
4		
5		

(様式4) 辞退届

年 月 日

多賀城市長 殿

住所

会社名

代表者名

印

公募型プロポーザル参加辞退届

次の件について、先に申請したプロポーザルの参加を辞退します。

件 名 令和2年度多賀城市新庁舎等ネットワーク構築設計等支援業務委託公募  
型プロポーザル

辞退理由

(様式5) 導入実績書

導入実績書

項番	自治体名 又は企業名	職員数	受託対象施設の 延床面積	受託業務名及び 業務区分(調査・設計・構築)	受託期間
例1	宮城県●●市	600人	10,000㎡	調査、設計 〇〇市庁舎建設ネットワーク設計業 務	平成30年5月から 平成31年3月まで
例2	(株)▲▲社	1,000人	6,000㎡	調査、設計、構築 〇〇会社ネットワーク設計業務	平成28年4月から 平成30年3月まで
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※実績所在地の制限はありません

※人口は、令和2年4月1日基準で記載してください。

※実績が多数の場合は、主要なものを記載してください。

(様式6) 業務実施体制

業務実施体制

1 本業務を受託した場合の実施体制

項目	氏名	所属・役職	本業務において 担当する役割	ネットワーク設計業務に関する 実務経験年数、及び保有資格等
管理者				実務経験年数: 年 資格等
担当者				実務経験年数: 年 資格等
担当者				実務経験年数: 年 資格等
担当者				実務経験年数: 年 資格等

※配置予定者全員を記入、記入欄不足の場合適宜追加して記載すること。

2 業務実施体制図

(別紙添付、任意様式可。)

1 想定している調査業務の実施手法

2 導入を想定するネットワークの概要及び導入のメリット など

(様式8) 構築イメージ図

構築イメージ図

1 想定しているネットワーク図など

--

(様式9) 本市に求める条件等

本市に求める条件等

項番	内 容
1	
2	
3	

(様式10) その他追加提案

その他追加提案

1 その他追加提案(今回の設計と合わせて効果が上がる取組など)